

フレーベル會規則

謹 告

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育
ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ醵出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ

特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一、總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保
育參考品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス

一、常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保

育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
一、組合會 會員中特に或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス
但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一、雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一、前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一人 會務ヲ總理ス
二、主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
三、幹事 二人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

四、評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス

五、會長ハ客員中ヨリ推屬スルモノトス

第六條 會長ハ幹事中ヨリ特選トス

第七條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス
但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第八條 會長ハ客員中ヨリ推屬スルモノトス

第九條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス
但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コト
アルベシ

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更
スルコトヲ得ス

各地方の通信は續々御投稿
を願ひ候。

元稿は總べて十五日までに
御送附下されたく、但し子ど
も欄へ掲載致すべき分は挿
繪の都合も之有り候につき
毎月十日までに御送附下さ
れたく候。

投稿は開き封ならば大低二
錢切手貼用にて宜しく候